

## 3. 法定相続とは



人が死亡した場合に、その人の財産が誰にどのような割合で受け継がれるのか、法律で決められています。

このように、法律で決められた、財産を受け継ぐ人のことを「**法定相続人**」といい、受け継ぐ財産の割合のことを「**法定相続分**」といいます。

### 3-1. 法定相続人の順位



(1)相続人には、「血族相続人」と、「配偶者たる相続人」がいます。

★配偶者は常に相続人になります。

ただし、離婚した場合は相続人にはなりません。

★血族相続人は次の順序で相続人となります。